

資料 1

「第 5 次野洲市男女共同参画行動計画」策定の考え方（案）

1. 野洲市男女共同参画行動計画策定の趣旨

野洲市では、平成 16 年 10 月、「野洲市男女共同参画推進条例」を制定し、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に平等に参画し、責任も豊かさとともに分かち合える男女共同参画社会の実現をめざし、さまざまな施策を推進してきました。

審議会等女性委員参画割合については、令和 7 年 1 月 1 日現在、36.2% となり（第 4 次行動計画の到達目標 40%）女性の参画は一定進んでおりますが、家庭や職場、地域社会などでは、性別による役割分担意識や、これに基づく慣行、しきたりは依然として根強く、取り組むべき多くの課題が残されております。

このような中、平成 27 年 8 月、女性の職業生活における活躍を推進し、男女の人権が尊重され豊かで活力ある社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」）が成立しました。男女がともに参画し、地域の中で豊かに暮らしていくためには、あらゆる分野での共同参画、さまざまな人権侵害に対する取り組み、男性を含む働き方の見直しや、社会全体の意識の改革が必要です。

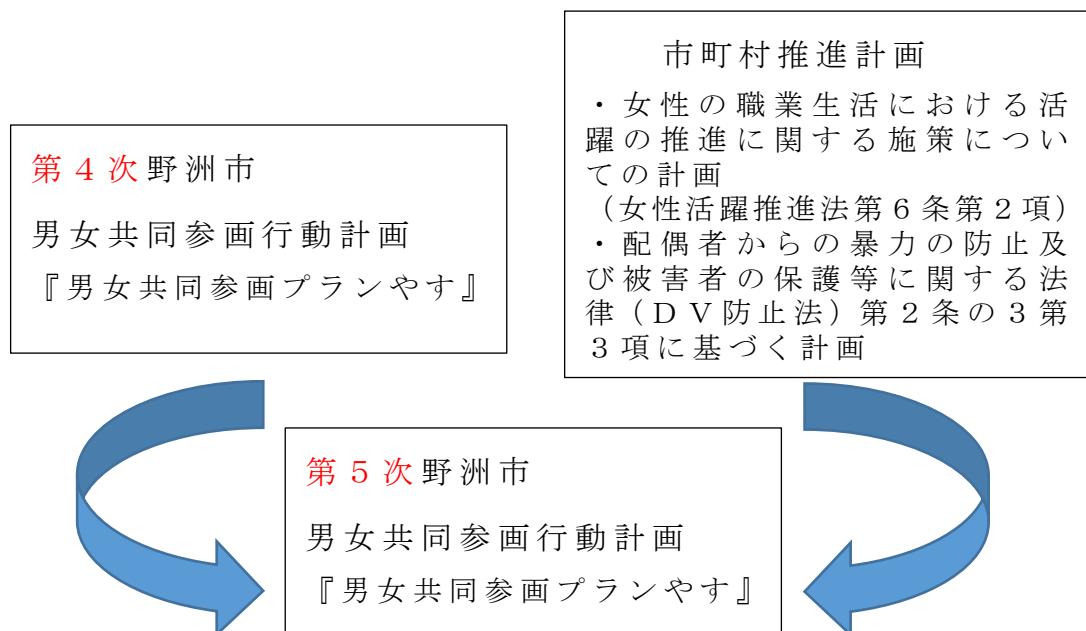
令和 8 年度以降の男女共同参画を総合的かつ計画的に進めるため、各施策の検証結果や男女共同参画に関する新たな課題を踏まえた上で、「第 5 次野洲市男女共同参画行動計画『男女共同参画プランやす』」を策定するものです。

2. 策定の概要

(1) 基本的な計画体系（基本理念、基本目標、主要課題、施策の方向性）

は、原則として第 4 次行動計画のとおりとし、具体的な施策について見直します。また、活力ある地域社会の実現に向けて女性の活躍

を推進する意義は大きく、女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを計画的かつ効果的に進めるため、女性活躍推進法第6条第2項に規定される市町村推進計画を一体のものとして策定するものです。それと男女間の暴力は、個人の問題ではなく社会全体に与える人権問題であるとの認識が浸透するように進めるため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画についても一体のものとして策定するものです。



- (2) 国の「男女共同参画基本計画」や「女性活躍推進法」、県の「滋賀県男女共同参画行動計画」など、国や県の方針、関係法律の改正、男女共同参画についての新たな課題等を反映したものとともに、「**第2次野洲市総合計画**」との整合性を図るものとします。
- (3) 男女共同参画社会の実現に向けての人権問題・男女共同参画市民意識調査（令和6年9月実施）の結果や**第4次行動計画**の検証結果及び男女共同参画審議会の意見等を反映したものとします。
- (4) 計画の期間は**令和8年度**から**令和12年度**までの5年間とします。
- (5) 計画策定スケジュール

「**第4次野洲市男女共同参画行動計画『男女共同参画プランやす』**」の計画期間が**令和7年度末**までであるため、**令和8年3月31日**までに策定を行います。